

ID: 115

担当部署: 町民生活課

処分の概要	勧告履行命令		
例規名 根拠条項	大河原町環境美化の促進に関する条例 第13条第2項		
例規番号	昭和60年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第13条 町長は、重点地域内において自動販売機により容器入り飲料を販売している者が前項の規定に違反していると認めるときはその者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日